

人復復第154号の2

令和8年8月31日

市民有志代表 村口 隆 様

人吉市長 松岡 隼人



「まちなか図書館」等管理運営業務委託公募型プロポーザルおよび中心市街地活性化施策に関する公開質問状について（回答）

令和8年8月19日付けで提出のありました「まちなか図書館」等管理運営業務委託公募型プロポーザルおよび中心市街地活性化施策に関する公開質問状について、質問事項に関する事実関係等を確認し、本市の見解を整理しましたので、下記のとおり回答いたします。

記

1 回答内容 別紙「公開質問状に対する回答」のとおり

以上

公開質問状に対する回答

1 公募型プロポーザルにおける公平性と守秘義務違反について

「まちなか図書館等管理運営業務委託」の公募期間中、市から業務を受託しているコンサルタントが、特定の応募予定事業者に対して接触し、アドバイスや意見交換、さらには市との協議内容（内部情報）を漏洩していたという事実が指摘されています。

【質問１－１】

市の意向や事業の方向性を最も熟知し、資料作成等を行っているコンサルタントが、公募期間中に特定の事業者に助言を行う行為は、プロポーザルの公平性を根本から損なうものであると考えますが、市の見解を伺います。

《回答》

当該コンサルタントには、「人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン」に基づく社会実験や公民連携事業等の推進に関する業務等を委託しており、具体的には、社会実験における検証項目の設定、実施主体の発掘、実施体制の構築、社会実験の企画・運営支援等を行い、その検証結果を今後のデザインや詳細設計、運営体制、制度設計等に反映させるためのコーディネートを行うことなどを業務の目的としています。

このように、当該コンサルタントの業務には、まちなかにおける社会実験等の実施主体や担い手を発掘し、関係者との意見交換や調整を行うことも含まれており、一般的なコンサルティング業務として、単に市の計画や資料を作成することのみを委託しているものではありません。これらの業務の中で、社会実験に係わっていただいた任意団体や今回のプロポーザルで選定された事業者とも、実施主体や担い手となる可能性を模索しながら、意見交換や協議を重ねております。

一方で、上記のようなコーディネート業務とは一線を画すため、「まちなか図書館等管理運営業務委託」に係る公募型プロポーザルについては、当該コンサルタントをプロポーザルの関係者とはしておらず、市の意図や方針が網羅されている仕様書及び実施要領の作成、公募、非公開情報である審査及び事業者の選定・決定など、事業者選定に係る一連の業務には一切関与させておりません。

従いまして、当該コンサルタントが公募期間中に提案事業者と接触し、社会実験等に関する知見を踏まえて意見を述べたこと自体をもって、プロポーザルの公平性を損なうものとは考えておりません。

また、これまでの社会実験の実績やその検証結果、今後の取組の方向性等については、今年３月１５日に開催した「まちなかフォーラム」での資料配布や市議会における一般質問で行った答弁（公募型プロポーザルの実施や蔵書に係る市図書館からの貸出の実施等に関する内容）などを通じて公表している内容であり、社会実験を通じて得られた知見そのものを、当該コンサルタントのみが保有する非公開情報として取り扱っているものではありません。これらの公表された知見について、当該コンサルタントが専門的な立場から意見を述べるこ

とは、特定の事業者に対する不公正な情報提供には当たらないと考えております。

なお、今回ご指摘のあった接触及び助言の内容について、市において事実確認したところ、提案事業者から企画の方向性等について相談を受け、当該コンサルタントが社会実験に携わった知見を踏まえて専門的な意見を述べたものであり、そもそもプロポーザルに係る業務に一切関与させていないことから、知る由も無い詳細な審査基準その他の非公開情報を提供した事実はありませんでした。

以上のことから、当該コンサルタントが公募期間中に提案事業者と接触したこと及び社会実験に関する知見を踏まえて意見を述べたことをもって、プロポーザルにおける事業者間の公平性を根本から損なうものであったとは考えておりません。

なお、今回の一連の行為については、公募期間中という時期や提案事業者との関係から、外形的にはプロポーザルの公平性について疑念を招く可能性があったことは否定できないため、当該コンサルタントに対しては、公の事業に関わる者としての自覚を持ち、今後このような誤解を招くことのないよう、適切な対応を行うよう指導しております。

【質問１－２】

コンサルタントが市との協議内容を外部に漏洩した行為は、委託契約上の「守秘義務違反」にあたると考えます。市はどのような事実調査を行い、どのような法的・行政的措置をとられたのか、あるいは今後とる予定なのかお示しください。

《回答》

当該コンサルタントが、プロポーザルの実施期間中に提案事業者と接触していたことについては、事業者の選定後に市が把握したことから、当該コンサルタントに対して事実関係の聞き取りを行いました。

併せて、その他の関係者からの聞き取り等によって確認した内容を踏まえ、市の顧問弁護士にも法的な問題の有無について相談しております。

その結果、当該コンサルタントと提案事業者との接触及び助言について、プロポーザルの公正な実施を損なう不正な接触であると評価するには当たらず、また、事実調査の内容から守秘義務違反に当たると認められる事実も確認されないとの見解を得ております。

なお、今回、公開質問状において「市との協議内容の漏洩」との指摘がありますが、具体的にどのような非公開情報が外部に漏洩したのかについて、定かではないものの、市が確認した範囲において、審査基準その他の事業者選定に係る非公開情報が提供された事実はありません。

以上の事実確認結果及び顧問弁護士の見解を踏まえ、現時点において、契約解除や損害賠償請求等の法的措置を含め、特段の措置を講じる考えはありません。

【質問１－３】

市幹部は「コンサルタントはまちなか図書館の関係者だが、プロポーザル関係者ではない」と説明していると伺っています。企画提案の審査に直結する情報を保有する者が、応募予定者に助言を与えておきながら「プロポーザル関係者ではない」とする論拠を明確にお示しください。

《回答》

当該コンサルタントには、まちなかグランドデザインに関するコンサルティング業務の一環として、まちなかにおける取組の担い手の発掘等に関する業務を委託しておりますが、今回の「まちなか図書館等管理運営業務委託」に係る公募型プロポーザルについては、市の意図や方針が網羅されている仕様書、実施要領、審査基準等の作成、選定委員の選定、企画提案書の審査、事業者の選定・決定等には一切関与しておりません。従いまして、ご指摘の企画提案の審査に直結する情報を保有しているとは言い難いと考えます。

また、当該コンサルタントから提案事業者に対して行われた助言についても、前述のとおり、提案事業者が検討した企画の方向性に関するアイデアに対する意見であり、非公開の審査情報等を提供したものではありません。

なお、公募型プロポーザル審査におけるプロポーザル関係者とは、プロポーザルに係る仕様書等の選定・決定に関わる選定委員及び選定委員会事務局（復興政策部、教育部）と認識しております。

従いまして、当該コンサルタントは、今回のプロポーザルにおける事業者選定の事務に関与する「プロポーザル関係者」には該当しないと考えています。

2 選定基準および選定委員の変更手続きの不透明性について

プロポーザル実施要領において、施設の設置目的が明示されず、「業務内容の総合的理解度」に対しての配点の2分の1（100点/200点満点）という、極めて主観が働きやすい配点基準が設定されていました。また、応募期間中に民間選定委員が急遽追加されています。

【質問2－1】

「新規事業者を参入しやすくするため配点を多くした」という趣旨の発言が市幹部からあったとのことですが、これは特定の事業者を優遇する、あるいは随意契約の正当性を担保するための「形だけのプロポーザル」であったのではないかという懸念が生じております。客観性を欠いた配点基準を設定した正当な理由をご説明ください。

《回答》

業務委託における「プロポーザル方式」とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約の相手方となる受注候補者を特定する手続きの一つです。

当該プロポーザルの評価基準については、「人吉市プロポーザル方式の実施に関する手引き」（令和6年4月）に基づき、当該業務の内容や求められる能力等を踏まえ、評価すべき観点を整理した上で設定し、プロポーザル選定委員会において決定しております。

今回のプロポーザルでは、200点満点のうち、100点を業務実施体制や類似業務の実績、業務体制、業務コスト及び提案内容に関する書面評価に配点し、残る100点を、プレゼンテーション及び質疑応答を通じて、業務内容の「理解度」「専門性」「将来性」「コミュニケーション能力」「コーディネート力」の5項目について評価することとしました。

これは、単に提案書の内容だけを評価するのではなく、提案事業者と実際に対面し、提案内容についての考え方や業務に対する理解、質疑への対応等を確認することが、業務の性質上、重要であると判断したためです。

特に、まちなか図書館については、図書の貸し出し等の一般的な図書館機能だけではなく、様々な市民や来訪者との対話を通じた交流や、居心地のよい空間づくりなど、まちなかにおけるサードプレイスとしての機能を担うことを期待していることから、提案事業者の総合的な理解度や、関係者とのコミュニケーション・コーディネート能力を重視する必要があると考えました。

また、同手引きにおいては、競争性を確保する観点から、より多くの参加者が自由に提案できるよう、参加資格については必要不可欠なものに限定することとされています。この考え方も踏まえ、過去の実績等のみを過度に重視することで、新たな事業者の参加を妨げることをないよう、提案内容及びプレゼンテーション等による評価を重視したものです。

なお、2次評価の100点についても、5つの具体的な評価項目を設定し、それぞれの項目に沿って評価することとしており、単に選定委員の主観のみで評価するものではありません。さらには、審査の過程においては先入観がないように、選定委員に共有する企画提案書等の提出書類及び審査（プレゼンテーション・ヒアリング含む）において、提案事業者名は一切伏せた上で選定委員による審査を行っております。

以上のことから、当該配点は、特定の事業者を優遇することや、随意契約の正当性を担保することを目的として設定したものではなく、今回の業務の性質及び競争性の確保を踏まえて設定したものであり、客観性を欠くものとは考えておりません。

【公募型プロポーザル評価基準（詳細）】

2 業務 実施方針	2) 業務内 容の総合的 理解度	理解度	20	業務の理解度に対して、本市の現況を把握した実施方針及び提案等の説明となっているかを総合的に評価する
		専門性	20	実施方針及び提案テーマの説明を通して専門力を総合的に評価する
		将来性	20	提案内容や実施手法について将来性あるものであるかを総合的に評価する
		コミュニケーション能力	20	実施方針及び提案テーマの説明、質疑に対する応答の明快さ、迅速性から総合的に評価する
		コーディネート力	20	行政・地域住民・専門家等が効果的に横断連携できるようコーディネートできる体制を評価する
		合計	100	

※上記の配点については、公募実施時には非公開の情報であり、他の公募型プロポーザルでは事業の内容や性質に応じて異なる場合があります。

【質問２－２】

「ひとはこ図書館」の知見を持つ委員が必要であれば、当初から選定委員会に加えておくべきです。応募事業者が判明した後に選定委員を追加したことは「選定委員会の操作」と捉えられかねません。なぜ、このタイミングで追加を決定したのか、その理由と手続きの透明性を証明する根拠をお示しください。

《回答》

プロポーザル選定委員会の委員については、「人吉市が発注する契約に関するプロポーザル方式等の実施に関する指針」に基づき、原則として市職員を選任することとしていますが、業務の専門性等を踏まえ、必要に応じて外部の学識経験者等を選定委員とすることも可能とされています。

今回のプロポーザルについては、まちなかフォーラム（３月１５日）において社会実験に携わっていただいた任意団体から、今後の事業化に際しては団体としても支援を行う旨の意思が示されたことから、選定委員に加わっていただくことが適任だと検討していたところ、

公募開始前（３月２５日）の段階において、当該任意団体から行われた実施要領等の内容に関する問い合わせの中で、当該任意団体が今回の業務の応募者となる可能性があることが示唆されたため、利益相反等の可能性を考慮し、公募開始時点（４月１日）では市職員のみで選定委員会を構成することとしました。

その後、４月１５日の公募の参加申込締切の段階で、当該任意団体等からの応募が無く、利益相反等の可能性が無くなったことから、業務の専門的な知見を審査に反映させる必要性について改めて検討し、当該任意団体の代表者に対して、選定委員の選任について協力を依頼しました。その際、市から特定の人物を名指しで選任するよう依頼したものではなく、選定委員会として２名の委員の推薦をお願いし、その結果として推薦された方を選定委員として委嘱したものです。この選定委員の推薦に関しては、当該任意団体の総意に基づかれたものだと存じます。

従いまして、特定の提案事業者を有利にすることを目的として、提案事業者が判明した後特定の人物を選定委員として追加したものではありません。

また、選定委員については、公募開始時点及び審査時点のいずれにおいても公表しておらず、当該コンサルタントが、追加された選定委員を事前に知り得る状況にもありませんでした。

以上のことから、今回の選定委員の追加については、特定の事業者を有利にするための「選定委員会の操作」を目的としたものではなく、業務の専門性を踏まえた審査体制の充実を図るために行ったものであります。

【当該プロポーザルの日程に係る時系列整理】

日程	項目
令和８年４月１日	公募開始及び参加申込受付開始
令和８年４月２日～８日	質疑受付期間
令和８年４月５日	当該コンサルタントが提案事業者と「後の選定委員」を引き合わせ
令和８年４月１０日	質疑回答
令和８年４月１５日	参加申込締切（当該任意団体等の応募なし）
令和８年４月１７日～２７日	企画提案書等の提出期間
令和８年４月２１日	プロポーザル選定委員の依頼（民間等委員：３人）
令和８年５月１４日	選定委員会による審査（プレゼンテーション）
令和８年５月１５日	審査結果の通知・公表

3 「地域交流センター」計画と市民への説明責任について

うぐいす温泉周辺に建設予定とされる「地域交流センター」は、市民や市議会への事前説明や協議が全くないまま計画が進められていると伺っています。

【質問3－1】

市民が真に必要なとしている公共サービスを決定するにあたり、何を根拠にこの施設を設置するのか、そのデータや意思決定プロセスにおける「説明責任（アカウンタビリティ）」をどのように果たすおつもりか見解を伺います。

《回答》

令和2年7月豪雨災害から復興を目指し、人吉の豊かな未来を実現するためのアイデアについて、地域の方々とのワークショップなどの意見交換を行い、令和7年3月に「人吉市まちなかランドデザイン推進アクションプラン」を策定しました。

その中で、元うぐいす温泉周辺については、「人と人、人とまちがつながる交流拠点」を形成することを目指しています。

中心市街地の水害前から課題であった、空き地や空き店舗等の未利用地が水害後一層加速化し、まちの魅力や活気の低下につながっています。

その課題を解決するため、同アクションプランでは中心市街地としての魅力や活気など、エリアの価値を維持・向上させる事業を公民連携により推進するとしています。

また、「人吉市公民連携基本計画」では、本市が抱える都市経営課題を複合的に解決することを目指し、民間主導とする経営的視点と公共的視点を行政と民間が双方に持ち「稼ぐ力」と「多様なニーズ化」による新たな市場の創出による持続可能なまちづくり及び地域経済の循環を推進することとしており、元うぐいす温泉周辺のエリアについてもこの考え方の下、取組を進めています。

元うぐいす温泉における「地域交流センター」については、復興まちづくり計画に掲げます「交流・文化の場」として検討を進めていますが、整備の具体的な内容等は、今後、民間事業者に対して、民間投資による事業性の有無等に関する意見募集（サウンディング）を行い、地域住民が必要とする公共性と民間事業者による持続可能な事業性の観点から事業選定を行うこととしており、「人吉市公民連携基本計画」に基づく選定プロセスを経て決定することを予定しています。

また、元うぐいす温泉周辺における整備内容等が具体化してきた時期には、人吉市まちづくりデザイン会議や人吉市まちづくり推進会議で議論を重ね、市議会や市民の皆様にも説明してまいります。

【質問３－２】

「まちなか図書館」の契約期間は３年間であり、同じく市民交流を目的とした「地域交流センター」の完成時期と重なります。「まちなか図書館」は将来的に「地域交流センター」へ吸収・移行させる可能性はないのか、現時点での将来構想を明示してください。

《回答》

元うぐいす温泉周辺を公民連携事業による魅力ある場所を整備することにより、人が単に集まる場所ではなく、集まった人がまちなかに流れ、その整備効果がまちなか全体に波及することを目指しています。

そのような中、日常的に立ち寄れるまちなかの居場所として、本をきっかけに人と人、人とまちがゆるやかにつながる空間を目指し、肥後銀行人吉支店１階で「HITOYOSHI まちなか図書館」が始まりましたことから、現時点ではその機能を除いた拠点整備を検討しています。

元うぐいす温泉周辺を中心とし、肥後銀行人吉支店の「HITOYOSHI まちなか図書館」と連携することで、このエリア全体で復興まちづくり計画に掲げる「交流・文化の場」としての形成ができればと考えています。

4 コンサルタント主体のまちづくりと財政支出の妥当性について

令和6年度から令和8年度までの「まちなかグランドデザイン推進アクションプラン」において、計画と社会実験のみのフェーズであるにもかかわらず、コンサルタント2社を中心に委託経費だけで約3億2千万円以上の巨額予算が計上されていることが問題視されています。

【質問4－1】

3億2千万円という莫大な予算が、コンサルタントの利益や事業者主体のまちづくりのために費やされているという指摘に対し、市はどのようにして見積もりを行い、どれくらいの費用対効果を見込んでいるのか、客観的な根拠数字や成果指標をもってご説明ください。

《回答》

令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興を進める中で、計画策定、各種調査・設計、住民意見の聴取や合意形成、専門的な知見を必要とする業務などについて、必要に応じて外部委託を活用してきました。

令和7年9月定例市議会においても答弁しておりますとおり、外部委託を導入する主な効果として、市職員では持ち合わせていない専門的な知見、様々な事例やノウハウを得られること、住民の皆様のご意見を伺いながら全体を調整するコーディネート機能を活用できること、さらには、多様化・複雑化する行政需要に対応するための職員の事務負担を軽減できることなどが挙げられます。

従いまして、復旧・復興関連業務について一律に外部委託しているものではなく、それぞれの業務について、専門性や業務量、職員による実施の可否、委託することによる効果等を踏まえ、必要性を見極めた上で議会に予算をお諮りし、業務委託を行っています。

委託料の積算については、各種施設の維持管理業務委託等と同様に、それぞれの業務内容や必要な業務量等を踏まえ、時点の国土交通省の設計業務委託等技術者単価を用いるなど、適正な価格となるよう精査した上で予算を計上しています。

なお、ご指摘の「約3億2千万円」については、令和6年度から令和8年度までの複数年度にわたる複数の業務委託費を合算したものと認識していますが、これらは一つの事業に対する支出ではなく、計画策定、調査・設計、社会実験、コーディネート等、それぞれ目的や業務内容の異なる複数の業務に係る経費です。

従いまして、この総額をもって「コンサルタントの利益や事業者主体のまちづくりのために費やした金額」と捉えることは適切ではないと考えています。委託料は、それぞれの業務を遂行するために必要な人件費、調査・分析、資料作成、現地調査、関係者との調整等の業務に対する対価として支出しているものです。

また、費用対効果については、全ての業務について直ちに金額や数値に換算できるものではありません。例えば、設計や測量等のハード整備に直結する業務については、その成果が具体的な整備事業として現れるため、効果を比較的把握しやすい一方、計画策定や住民意見の聴取、まちづくりのコーディネート、社会実験等のソフト事業については、成果が中長期

的に現れるものもあります。

このため、令和7年9月定例会市議会においても、ソフト事業については効果が見えにくいとの課題を認識した上で、事業者、専門家、行政等で構成するデザイン会議や、各団体の代表者が参画するまちづくり推進会議等において、PDCA サイクルを回しながら、費用対効果を含めた社会実験等の検証を行っていく旨を答弁しています。

現在も、まちなかグランドデザイン推進アクションプランに基づき、社会実験等を通じて、公共空間の活用方法や地域のニーズ、事業の有効性・課題等を検証し、その結果を今後のまちづくりに反映する取組を進めています。

具体的には、社会実験等については参加者数や利用状況、アンケート等による市民・来訪者の評価、地域や事業者等の参画状況、民間による自主的な取組への波及、公共空間の活用可能性など、各事業の目的に応じた指標を用いて検証することとしています。また、当該委託事業に活用している国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請において、新規創業者数や公民連携事業数等の目標指標を設定し、採択されており、中長期的なまちの成長につながるよう取り組んでいるところです。

【令和7年度までの成果の主なもの】

項目	活動・成果指標
社会実験の企画	59企画
社会実験に参加した担い手	延べ92名
プレイス調査（中川原公園、大橋、胸川・青井阿蘇神社、城見庭園等）	延べ27回実施
通行量調査（中川原公園等）	延べ33回実施
来場者アンケート	回答数1,793件
出店・関係者アンケート	延べ99件実施
社会実験等主催者ヒアリング	36名実施
地域住民等アンケート	回答数112件

今後も、単に委託業務を実施して成果品を受領することを目的とするのではなく、その成果が実際の復興まちづくりや民間事業の創出、市民サービスの向上等にどのようにつながったのかという観点から検証を行い、必要に応じて事業の見直しや改善を図っていきます。

市としては、限られた財源を有効に活用することは当然の責務であると認識しており、外部委託についても、その必要性和効果を不断に検証しながら、復興の推進と将来にわたって持続可能なまちづくりにつなげていきたいと考えています。

【質問４－２】

今後、青井阿蘇神社周辺や人吉駅前等において「公有地を使った民設民営事業（公民連携）」が計画されていますが、今回不公正な関与が疑われているコンサルタントが引き続きサウンディング型市場調査等に関与するのでしょうか。国土交通省のガイドライン等に沿った公平性・透明性をどう担保するのか、具体的な再発防止策をお示してください。

《回答》

今回の事案については、これまで確認した事実関係及び顧問弁護士への確認結果を踏まえ、市としてプロポーザルの公平性を損なう不正な関与があったとは認識しておりません。そのため、今回の事案に対する「再発防止策」という位置付けで何らか新たな対策を講じる考えはありません。

その上で、本市では、「人吉市公民連携基本計画」に基づき、公有地等を活用した公民連携事業の可能性を検討しており、現在のところリーディングプロジェクトとして、元うぐいす温泉周辺に加え、青井阿蘇神社周辺及び人吉駅前において、サウンディング型市場調査等を実施することとしています。青井阿蘇神社周辺については、これまで本市における社会実験の実施に携わってきた経験や、サウンディング型市場調査等に関する専門的な知識・実績等を有することから、当該コンサルタントに業務を委託し、現在、取組を進めているところです。

また、人吉駅前については、ＳＬ人吉を活用した取組を想定していることから、ＳＬ等の利活用に関する知見や実績を有する事業者を選定することとし、現在、サウンディング型市場調査等を実施する事業者の公募を開始しております。

なお、今回の質問にある当該コンサルタントについては、今後の公民連携事業において、その専門性や実績等を踏まえ、業務上必要となる場合に関与することはあり得ますが、特定の事業者を優遇することや、民間事業者の選定において有利な情報を提供することを目的として関与させるものではありません。

サウンディング型市場調査は、民間事業者から幅広く意見や提案を求め、市場性や事業実現の可能性、事業手法等を把握するためのものであり、サウンディングへの参加そのものが、将来の事業者選定における優位性を与えるものではありません。

今後、サウンディング型市場調査等を実施する際には、国土交通省の「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」等を踏まえ、民間事業者との対話を行う主体と、その後の民間事業者の選定・評価等を行う主体との役割を適切に整理するとともに、情報の取扱いについても適切に管理することとしています。

特に、民間事業者の選定に関しては、サウンディング等で得られた情報を特定の事業者にのみ有利に利用することのないよう、選定に必要な情報を可能な限り公正・公平に取り扱い、必要に応じて公募要件や選定基準等に適切に反映するなど、透明性の確保に努めます。

また、今後の公民連携事業については、業務を担うコンサルタント等と民間事業者の選定を行う市との役割分担を明確にした上で事業を進めることとしており、こうしたプロセスを適切に運用することで、公平性・透明性を確保していきます。

5 市民ニーズ（図書館を中心とした複合施設）との乖離について

過去の東校区アンケート（令和4年）や「ひとはこ図書館」の実績報告書（令和7年度）において、「まちなかに図書館を中心とした複合施設を設置してほしい」という市民ニーズは明確に示され、何度も要望書が提出されてきました。一方で、まちづくり推進会議では「地域プレイヤーの不足」や「後継者不足」「新規投資の困難さ」など、公民連携の限界を指摘する声も上がっています。

【質問5－1】

国庫補助金のタイムスケジュール（予算消化）を優先するあまり、市民の真のニーズを置き去りにして、実現困難な「公有地を使った民設民営事業」を急ぐ理由は何でしょうか。市の見解をお聞かせください。

《回答》

本市では、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興を進めるとともに、人口減少や中心市街地の活力低下など、今後の都市経営上の課題にも対応していく必要があります。

こうした中、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、行政による財政負担のみで公共施設や公共サービスを整備・維持するのではなく、各種人件費や資材等の高騰などの社会環境の変化に適切に対応していくため、民間の資金やノウハウ、経営力等を活用し、行政と民間がそれぞれ役割を担う公民連携による事業展開が重要であると考えています。

一方で、公民連携による事業については、リーディングプロジェクトの一部のエリアで、国の財源獲得を目的として事業メニューやスケジュール等を都市再生整備計画に追加したものもありますが、現時点で特定の事業者や事業内容、具体的なスケジュールを決定しているものではありません。

今後、地域のニーズや公共性を踏まえた上で、民間事業者に対するサウンディング等を実施し、民間投資による事業性や実現可能性、持続可能性等を確認しながら、事業化の可否を判断していくこととしています。

また、被災から6年が経過する中、引き続き早期の復興を図る必要があることから、土地区画整理事業等の復興事業の進捗に合わせ、活用可能な国庫補助金等については、事業の必要性や効果等を踏まえながら適時適切に活用し、市の財政負担をできる限り抑制することにも努めています。

従いまして、国庫補助金の予算消化を優先して、市民ニーズを置き去りにしながら公民連携事業を急いでいるものではありません。

市民のニーズと、民間による事業性・経営の視点を両立させることが、復興後も持続可能なまちづくりを進める上で重要であると考えており、今後の検討においても、これまでに市民の皆様からいただいたご意見等を踏まえながら、慎重に事業性等を検証していきます。

【質問５－２】

カルチャーパレスの今後のあり方を含め、市民が求める「まちなかの中心的な複合施設（図書館等）」の整備について、市として早急に方針決定するために、徹底した情報公開のもとで市民と直接協議する場を設けるお考えはありますか。

《回答》

まちなかにおける図書館等を含む複合的な交流機能のあり方については、市民の皆様からいただいている様々なご意見を踏まえながら検討していく必要があると考えています。

ご指摘の令和４年度の東校区アンケートについては、東校区を対象として実施されたものであることから、その結果は地域のニーズを把握する上で重要な資料の一つであると認識しています。一方で、新たな図書館等の整備については、既存の図書館との役割分担や施設の維持管理に係る将来的な財政負担等も踏まえ、東校区に限らず全市的な市民ニーズを把握した上で判断する必要があります。

こうした中、アンケートで示された「複合的な交流の場」に求められる機能のうち、上位に挙げられた「図書機能」については、現在オープンしている「HITOYOSHI まちなか図書館」において、当面の間、その機能の一部を担うこととしています。

また、アンケートでは「カフェ・レストラン」などの民間による事業展開が期待される機能についてもニーズが示されていることから、本市の都市計画上の用途に合った土地利用や民間事業者の投資・経営ノウハウを活用することも重要であると考えています。

一方で、カルチャーパレスの今後のあり方も含め、新たな図書館を中心とした大規模な複合施設を整備する場合には、現時点でも他の類似自治体と比較して蔵書が少ないといったご意見をいただいている中、蔵書に必要な床面積や駐車場も含めた用地の確保、整備費及び将来的な維持管理費など、財政面を含めて様々な課題を検討する必要があります。

現在、本市がまちなかにおいてまとまった一団の市有地を保有している状況でもないことから、新たな土地の取得を含めた公共施設整備については、他の行政課題や事業との優先順位を踏まえて慎重に判断する必要があります。

市としては、現時点で特定の施設整備を前提として結論を出すのではなく、既存施設の活用、民間投資による機能の導入、公民連携による施設整備など、様々な手法を比較・検討しながら、将来にわたって持続可能なまちづくりにつながる方策を検討していきます。

その検討に当たっては、市民の皆様からいただいたご意見や各種調査結果等を踏まえるとともに、事業の具体化に応じて必要な情報を適切に公表し、市議会への説明を行いながら、まちなかに限らず市民の皆様のご意見を伺う機会を設けるなど、丁寧に検討を進めていきます。

なお、カルチャーパレスの今後の在り方の検討においては、令和１１年度までは、現時点で復興まちづくり計画が継続することや課題となる事業調整が必要なことから、令和９年度に策定する第７次人吉市総合計画（前期基本計画）に、カルチャーパレス全体の建替え方針（基本構想・基本設計・実施設計等）の位置付けを検討することとしております。

基本構想の策定に当たっては、有識者や利用団体等各種関係者のご意見も参考としながら、

カルチャーパレスの建設場所、施設が有する機能、面積、建設方法等の今後のあり方について、検討し決定するものと考えております。